

○福岡都市圏南部環境事業組合職員の勤務時間、 休暇等に関する規則

〔平成18年5月1日〕
規則第5号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 正規の勤務時間（第2条—第14条）
- 第3章 休日の代休日（第15条）
- 第4章 休暇（第15条の2—第27条）
- 第5章 雑則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、福岡都市圏南部環境事業組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 正規の勤務時間

第2条 削除

（勤務時間の割振り）

第3条 条例第2条第5項本文に規定する勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、事務局長が認めた場合に限り、午前8時45分から午後5時15分まで又は午前9時15分から午後5時45分までとすることができる。

2 任命権者は、勤務の特殊性により、前項に規定する勤務時間の割振りにより難しいときは、条例第2条第1項に規定する勤務時間の範囲内において、定期的又は随時に当該勤務時間の割振りを変更することができる。

3 前項の勤務時間の割振りを変更する場合は、勤務の実情、職員の健康管理等を考慮するとともに、合理的な方法及び人員等により、これを行わなければならない。

（週休日の振替等）

第4条 条例第2条第7項の規則で定める期間は、同項の勤務することを命ずる必要がある日の属する当該週とする。

2 前項に規定する期間内での振替が困難である場合は、同項の規定にかかわらず、条例第2条第7項の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間を当該期間とする。

3 任命権者は、週休日の振替（条例第2条第7項の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割

り振ることをいう。以下この項において同じ。)又は半日勤務時間の割振り変更(同項の規定に基づき勤務日(4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。)のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を条例第2条第7項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等(条例第2条第5項、第6項及び第7項の規定による勤務日等をいう。第15条第1項において同じ。)が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

- 4 任命権者は、半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項又は第2項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。この場合において、連続する勤務時間には、休憩時間をはさんで引き続く勤務時間を含むものとする。

(休憩時間)

第5条 第3条第1項に定める時間帯において、条例第2条第8項に規定する休憩時間は、午後0時15分から午後1時までとする。

- 2 任命権者は、勤務の特殊性その他の事由により前項の規定により難しいときは、休憩時間につき別に定めることができる。
- 3 職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

(休息時間)

第6条 削除

(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)

第7条 任命権者は、条例第2条第6項の規定により勤務時間を割り振り、同条第8項の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

(時間外勤務を命ずる場合の考慮)

第8条 任命権者は、条例第4条の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

- 2 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、限度時間を超えない時間内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。
- 3 前項の限度時間は、1か月(月の初日から末日までをいう。以下この条において同じ。)について45時間及び1年について360時間(労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1に掲げる事業に従事する職員については、同法第36条第1項の協定において、同条第2項第4号の時間として定めた時間)とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、臨時又は緊急に限度時間を超えて勤務することを命ずることができる場合として管理者が別に定める場合(労働基準法別表第1に掲げる事業に従事する職員については、同

法第36条第1項の協定において、同条第3項の限度時間を超えて勤務させることができる場合として定めたもの)に限り、限度時間を、1か月について100時間未満及び1年について720時間を超えない範囲で延長できることとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 時間外勤務の時間が1か月において45時間を超える月数が、1年において6か月を超えないこと。
 - (2) 2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間において、1か月当たりの時間外勤務の時間の平均が80時間を超えないこと。
- 5 任命権者は、大規模な災害への対応その他避けることのできない事由への対応をするため公務の運営上真にやむを得ない場合には、職員に、前2項に定める限度時間を超えて勤務することを命ずることができる(労働基準法別表第1に掲げる事業に従事する職員については、同法第33条第1項の規定に基づき行政官庁の許可を受け、又は届出をした場合に限る。)。この場合において、任命権者は、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、時間外勤務を命じた事由、時間及び職員数その他必要な事項を管理者が別に定めるところにより管理者に届け出るとともに、時間外勤務を命ずることが公務の運営上真にやむを得なかったのか事後的に検証を行うものとする。
- 6 任命権者は、限度時間を超えて勤務することを命じられた職員に対し、その健康を確保するための適切な措置を講じなければならない。

(育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合)

第8条の2 条例第4条ただし書の規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員をいう。以下同じ。)に当該勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合とする。

(深夜において常態として子を養育することができる者の範囲)

第9条 条例第5条第1項の規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 就業していない者(就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該請求に係る子(条例第5条第1項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。))を含む。第20条第1項第2号ウ及びエを除く。以下同じ。)を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- (3) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第10条 職員は、深夜勤務制限請求書により、深夜勤務の制限を請求する1の期間(6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。)について、その初日(以下「深夜勤務制限開始日」という。)及び末日(以下「深夜勤務制限終了日」という。)とする日

を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに条例第5条第1項の規定による請求を行うものとする。

- 2 条例第5条第1項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、公務の正常な運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の正常な運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。
- 3 任命権者は、条例第5条第1項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第11条 条例第5条第1項の規定による請求がされた後、深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
 - (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
 - (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
 - (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
 - (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第5条第1項に規定する職員に該当しなくなった場合
- 2 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、条例第5条第1項の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。
- 3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。
 - 4 前条第3項の規定は、前項の届出について準用する。
（育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）

第12条 職員は、時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する1の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに条例第5条第2項又は第3項の規定による請求を行わなければならない。この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

- 2 条例第5条第2項又は第3項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、これらの項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やか

に当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

- 3 任命権者は、条例第5条第2項又は第3項の規定による請求が、当該請求のあった日の翌日から起算して1週間を経過する日(以下「1週間経過日」という。)前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、これらの項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。
- 4 任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。
- 5 任命権者は、条例第5条第2項又は第3項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第13条 条例第5条第2項又は第3項の規定による請求がされた後、時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
 - (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
 - (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
 - (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
 - (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第5条第2項又は第3項に規定する職員に該当しなくなった場合
- 2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第5条第2項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。
- (1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合
 - (2) 当該請求に係る子が条例第5条第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に達した場合
- 3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。
- 4 前条第5項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求手続等)

第14条 第10条から前条まで(第11条第1項第3号から第5号まで並びに前条第1項

第3号から第5号まで及び第2項各号を除く。)の規定は、条例第5条第4項の規定により同条第1項から第3項までの規定を準用する場合について準用する。この場合において、第11条第1項第1号及び前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第11条第1項第2号及び前条第1項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第12条第2項中「これらの項に規定する」とあるのは、「条例第5条第2項に規定する支障の有無、又は同条第3項に規定する」と、第12条第3項中「第5条第2項又は第3項」とあるのは「第5条第3項」と、「これらの項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第3章 休日の代休日

(代休日の指定)

- 第15条** 条例第7条第1項の規定に基づく代休日(同項に規定する代休日をいう。以下同じ。)の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等(休日を除く。)について行わなければならない。
- 2 任命権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。
 - 3 代休日の指定の手續に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 休暇

(年次有給休暇の日数)

第15条の2 条例第9条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合においては、当該付与すべきものとされている日数とする。

- (1) 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数
 - (2) 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 155時間に条例第2条第2項又は第3項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数
- 2 前項ただし書の規定を適用する場合において、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年度における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

(年次有給休暇の繰越し)

第16条 条例第9条第2項の規則で定める日数は、各年度末において、職員（その前年度における出勤日数が、当該職員に係る勤務を要する全日数の8割に満たない者を除く。）の当該年度に使用できる年次有給休暇の残日数が20日を超えない職員にあっては当該残日数、20日を超える職員にあっては20日を当該年度の翌年度に繰り越すことができる。ただし、他の地方公共団体の職員であった者の年次有給休暇の取り扱いが異なる場合は、任命権者が別に定める。

(年次有給休暇の単位等)

第17条 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特に必要があると認められるときは、5分を単位とすることができる。

2 1時間単位により付与された年次有給休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とし、7時間45分未満の端数は、4時間未満は切捨て、4時間以上は1日とし、5分単位により付与された年次有給休暇を時間に換算する場合は、60分をもって1時間とし、60分未満の端数は、30分未満は切捨て、30分以上は1時間とする。

3 前項の日数換算は、月別には行わず、年度末において一括して行うものとする。

(病気休暇)

第18条 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とし、別表第1に定めるところにより任命権者の承認を得て病気休暇を受けることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、病気休暇の単位及び換算にこれを準用する。

(特別休暇)

第19条 条例第11条の規則で定める場合は、別表第2に定める場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(介護休暇)

第20条 条例第12条第1項の規則で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 祖父母及び兄弟姉妹

(2) 職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第3において同じ。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で次に掲げるもの。

ア 父母の配偶者

イ 配偶者の父母の配偶者

ウ 子の配偶者

エ 配偶者の子

オ 孫

2 条例第12条第1項の規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時

刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。この場合において、連続した4時間には、休憩時間をはさんで引き続く4時間を含むものとする。

5 条例第12条第1項に規定する指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は30日をもって1月とする。

（介護時間）

第20条の2 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（福岡都市圏南部環境事業組合職員の育児休業等に関する条例（平成22年条例第3号）第14条の規定による部分休業の承認を受けて、又は別表第2中第7号又は第8号の規定による特別休暇を取得して勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間及び当該特別休暇を取得して勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（病気休暇及び特別休暇の承認）

第21条 条例第13条の規則で定める特別休暇は、別表第2中第6号、第7号、第9号、第20号及び第21号の休暇とする。

第22条 任命権者は、病気休暇又は特別休暇（前条に規定するものを除く。第24条第1項において同じ。）の請求について、条例第10条に定める場合又は別表第2に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると認められる場合は、この限りではない。

（介護休暇及び介護時間の承認）

第23条 任命権者は、介護休暇又は介護時間の請求について、条例第12条第1項又は第12条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

（年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等）

第24条 年次有給休暇、病気休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇願（別記様式）に記入して任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

（介護休暇及び介護時間の請求）

第25条 介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、当該休暇等の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに申請書に記入して任命権者に請求しなければならない。

2 前項の場合において、条例第12条第1項に規定する指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

らない。

(休暇の承認の決定等)

第26条 第24条又は前条第1項の請求があった場合においては、任命権者は、速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して通知するものとする。

2 任命権者は、病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(休暇願等)

第27条 深夜勤務制限請求書、時間外勤務制限請求書、休暇願、介護休暇申請書及び介護時間申請書に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 雑則

(報告)

第28条 管理者は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施状況について報告を求めることができる。

(その他の事項)

第29条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日規則第2号)

この規則は、平成21年5月21日から施行する。

附 則 (平成22年3月29日規則第1号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月13日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年8月1日規則第5号)

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日規則第2号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月10日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年5月21日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第18条関係)

病気休暇

原因	期間	取扱
負傷又は疾病 (予防注射又は予防接種による著しい発熱等の場合を含む。)	(1) 医師の証明等に基づき、最小限度必要と認める日又は時間 (2) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 68 条の規定により、就業を禁止した期間 (3) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 68 条の規定により、女性職員が請求した期間で、別表第 2 第 9 号の規定により、特別休暇として認められる期間を超える期間 (注) (1) (2) の場合であって、公務によらない結核性疾患にあつては 1 年を、その他の私傷病（管理者が特に必要と認める疾患を除く。）にあつては 90 日を、それぞれ超えて引き続き勤務しないときは、旧官吏俸給令（昭和 21 年勅令第 192 号）第 7 条の規定の例により、給料を半減する。	承認事項 就業禁止 届出事項

備考

- この表の一定の日数又は期間中には、週休日、休日及び他の事由に基づく休暇の日を含むものとする。ただし、出勤簿の取扱いについては、週休日及び休日等は病気休暇としない。
- 病気休暇の期間（週休日及び休日を除く。）中に、他の事由に基づく休暇が承認された場合には、その承認された休暇の出勤簿の取扱いは承認された当該休暇として処理するが、病気休暇の期間計算に当たっては、当該休暇も病気休暇期間に算入する。
- 週休日及び休日を除き引き続き 6 日を超える病気休暇の承認を求めるに当たっては、医師の診断書その他勤務しない事由を十分に明らかにする書面を提出しなければならない。所属長は、引き続き 6 日を超えない病気休暇の承認の要求についても、その承認のため必要があると認める場合には、医師の証明書その他勤務しない事由を記載した書面の提出を求めることができる。
- 病気（公務による負傷又は疾病及び通勤による負傷又は疾病の場合を含む。）のため療養又は休養を要する期間が、結核性疾患にあつては 1 年、その他の疾患にあつては 90 日（任命権者が特に必要と認める疾患については 180 日）を超えるときは、その超える期間については、原則として休職とする。
- 結核性疾患による病気休暇の取扱いについては、この規則によるほか、必要に応じ、管理者が別に定める。

別表第2（第19条関係）

特別休暇

原 因	期 間	
1 選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める期間	承認事項
2 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	その都度必要と認める期間	承認事項
3 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等	その都度必要と認める期間	承認事項
4 自発的、かつ、報酬を得ないで、次に掲げる社会に貢献する活動（その活動が、専ら親族に対する支援となる場合を除く。）を行う場合 ア 地震、暴風雨等により、相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺地域における生活関連物資の配布、その他の被災者を支援する活動 イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホーム、その他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病	1の年度において5日を超えない範囲内で必要と認める期間	承認事項

<p>にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって、管理者が定めるものにおける活動</p> <p>ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>		
<p>5 結婚</p>	<p>付表（1）に定める期間内において、必要と認める期間</p>	<p>承認事項</p>
<p>6 職員の分娩</p>	<p>(1) 8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定の職員が申し出した期間</p> <p>(2) 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間。ただし、産後6週間を経過した職員が請求した場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。</p>	<p>届出事項</p>
<p>7 生後満1年に達しない子を育てる女性職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回、それぞれ45分以内の期間</p>	<p>届出事項</p>
<p>8 生後満1年に達しない子を育てる男性職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回、それぞれ45分以内の期間</p> <p>ただし、その子の当該職員以外の親が、当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日において、前号の休暇を申し立て、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により、同日における育児時間を請求した場合のほか、関係法の規定に基づく保育時間の承認を受けた場合、1日2回それぞれ45分から当該申立又は請求又は承認に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間</p>	<p>承認事項</p>

9 女性職員の生理	その都度、必要と認める期間 ただし、3日を超えることはできない。	届出事項
10 職員が妻の出産に伴い、勤務しないことが相当であると認められる場合	出産の日から2週間以内において、継続し、又は分割して3日間、又は出産の前日1週間以内に1日及び出産の日から2週間以内において2日。ただし1日を単位とする。	承認事項
11 職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内の期間	承認事項
12 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下、この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(その子の負傷若しくは疾病を事由として、世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして管理者が定めるその子の世話をを行う。)のため、勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において、5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間	承認事項
13 条例第12条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)の介護その他の管理者が定める世話をを行う職員が、当該世話をうけた	1の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間	承認事項

め勤務しないことが相当であると認められる場合		
14 忌引	付表(2)に定める期間内において、必要と認める期間	承認事項
15 父母の祭日	慣習上、最小限度必要と認められる期間	承認事項
16 夏季における盆等の諸行事、健康の維持増進、家庭生活の充実	7月から9月までの期間内において、週休日、休日及び代休日を除き、原則として連続する6日間	承認事項
17 地震、水害、火災その他の災害による職員の現住所の滅失又は損壊	1週間を超えない範囲内で、その都度、必要と認める期間	承認事項
18 交通機関の事故等の不可抗力の事故	その都度必要と認める期間	承認事項
19 地震、水害、火災その他の災害による交通遮断	その都度必要と認める期間	承認事項
20 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による交通遮断又は隔離	その都度必要と認める期間	届出事項
21 組合の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止(台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。)	その都度必要と認める期間	届出事項
22 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第39条の規定により、あらかじめ計画された能率増進計画の実施(通信教育による面接授業を含む。)	計画の実施に伴い必要と認める期間	承認事項
23 学校教育法(昭和22年法律第26号)第45条の規定に基づく高等学校の通信制の課程の生徒又は同法第52条の2の規定に基づく大学の	その都度必要と認める期間	承認事項

<p>通信教育の学生となり、定められた面接授業に出席する場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき</p>		
---	--	--

備考

- 1 この表の期間中には、第 16 号を除き、週休日、休日及び他の事由に基づく休暇の日を含むものとする。ただし、出勤簿の取扱いについては、週休日及び休日等は特別休暇としない。
- 2 第 4 号の休暇の承認を求めるに当たっては、活動期間、活動の種類、活動場所、活動内容等活動の計画を明らかにする活動計画書を提出しなければならない。
- 3 第 7 号に掲げる日数については、1 日の正規の勤務時間の一部について同号に規定する特別休暇を認めた場合であっても、日数取扱い上は 1 日とみなす。
- 4 第 13 号の休暇の承認を求めるに当たっては、当該休暇に係る要介護者の氏名、職員との続柄、職員との同居又は別居の別その他の要介護者に関する事項及び要介護者の状態を明らかにする書類を提出しなければならない。
- 5 第 10 号から第 13 号までの休暇の単位は、1 日又は 1 時間とする。

付表（１）

結婚休暇日数表

結 婚 す る 者	日 数
職員	5 日
職員の子	3 日
職員の兄弟姉妹	2 日

備考

- 1 休暇日数は、結婚の日前5日から当該結婚の日後1月を経過する日までの間における暦日とする。
- 2 子及び兄弟姉妹の範囲は、血族に限る。

付表（２）

忌引日数表

死 亡 し た 者	日 数
配偶者	10 日
父母	7 日
子	5 日
祖父母	3 日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1 日
兄弟姉妹	3 日
おじ又はおば	1 日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1 日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
おじ又はおばの配偶者	1 日

備考 葬祭のため、遠隔の地におもむく必要がある場合には、実際に要する往復日数を加算することができる。